

平成26年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その12)

区 分	件 名	概 要																
◎予算 (16件) 総務部		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>16 件</td> <td rowspan="6" style="border: none; padding-left: 10px;">議案46件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案</td> <td>20 件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>10 件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>7 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>53 件</td> <td></td> </tr> </table>	予 算	16 件	議案46件	条 例 案	20 件	その他議案	10 件	認 定	- 件	報 告	7 件	提 出	- 件	計	53 件	
	予 算	16 件	議案46件															
条 例 案	20 件																	
その他議案	10 件																	
認 定	- 件																	
報 告	7 件																	
提 出	- 件																	
計	53 件																	
	【1】平成26年度三重県一般会計補正予算(第5号) (補正額 約▲23億1千万円)																	
	【2】平成26年度三重県債管理特別会計補正予算(第1号) (補正額 約▲10億円)																	
	【3】平成26年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計補正予算(第1号) (補正額 約▲5百万円)																	
	【4】平成26年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約 4千万円)																	
	【5】平成26年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約 5千万円)																	
	【6】平成26年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号) (補正額 約 8百万円)																	
	【7】平成26年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約▲2百万円)																	
	【8】平成26年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約 2億4千万円)																	
	【9】平成26年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約 3千万円)																	
	【10】平成26年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号) (補正額 2億円)																	
	【11】平成26年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約 2百万円)																	
	【12】平成26年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約 15億7千万円)																	
	【13】平成26年度三重県水道事業会計補正予算(第1号) (補正額 約▲2億4千万円)																	
	【14】平成26年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第2号) (補正額 約 70億7千万円)																	

区 分	件 名	概 要
予算 つづき ◎条例案 (20件) 総務部	【15】 平成26年度三重県電気事業会計補正予算(第1号) (補正額 約▲7千万円) 【16】 平成26年度三重県病院事業会計補正予算(第1号) (補正額 約 2千万円)	
	【17】 職員の配偶者同行休業に 関する条例案	地方公務員法の一部改正に伴い、職員の配偶者同行休業に関し 必要な事項を定めるものである。 (公布の日から施行)
健康福祉部	【18】 三重県地域医療介護総 合確保基金条例案	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 に基づく計画に掲載された事業に要する経費に充てるため、基金を 設置するものである。 (公布の日から施行) (主な制定内容) 基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理、処分、繰替運用等について規定す る。
	【19】 三重県民生委員定数条 例案	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため の関係法律の整備に関する法律による民生委員法の一部改正等に 鑑み、民生委員の定数を定めるものである。 (平成27年4月1日から施行)
		<参考> ○配偶者同行休業制度の概要 有為な地方公務員の継続的な勤務を促進するため、職員が、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度であり、地方公務員法の一部改正に伴い創設されたものである。 ○三重県地域医療介護総合確保基金の概要 団塊の世代が後期高齢者となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進等の「医療介護サービスの提供体制の改革」が急務であり、これを推進すべく、県が作成した計画に定める事業を支援するため県が行う基金の造成に必要な経費を交付することを目的に、消費税増収分を財源とする医療介護提供体制改革推進交付金及び消費税増収分以外の増収等による地域医療対策支援臨時特例交付金が交付される。 (国負担2/3、県負担1/3) ○民生委員法 (設置区域) 第3条 民生委員は、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の区域にこれを置く。 (定数) 第4条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、前条の区域ごとに、都道府県の条例で定める。 2 前項の規定により条例を制定する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、前条の区域を管轄する市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の意見を聴くものとする。

区 分	件 名	概 要
健康福祉部 つづき	<p>【20】 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例案</p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正等に鑑み、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるものである。 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行)</p>
地域連携部	<p>【21】 三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案</p> <p>【22】 三重県スポーツ推進条例案</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の一部改正等に鑑み、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものである。 (平成27年4月1日から施行)</p> <p>スポーツが県民生活及び地域社会において果たす役割の重要性に鑑み、スポーツの推進について、基本理念を定め、県の責務並びに県民、市町、スポーツ関係団体及び民間事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ計画的にスポーツを推進するものである。 (平成27年4月1日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) スポーツの推進に関する基本理念を定める。 (2) 県の責務並びに県民、市町、スポーツ関係団体及び民間事業者の役割を定める。 (3) スポーツの推進に関する県の施策の基本となる事項を定める。

区 分	件 名	概 要
戦略企画部	<p>【23】 三重県個人情報保護条例の一部を改正する条例案</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に鑑み、三重県個人情報保護審査会において特定個人情報保護評価に関する事項を調査審議するため、規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 三重県個人情報保護審査会の所掌事項に、特定個人情報保護評価に関する事項を調査審議することを追加する。</p> <p>(2) 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審査会に、専門委員を置くことができることを規定する。</p> <p>(3) その他規定を整備する。</p> <p>— <参考> —</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対する指針) 第26条 特定個人情報保護委員会は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報ファイルを保有しようとする者が、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価(以下「特定個人情報保護評価」という。)を自ら実施し、これらの事態の発生を抑制することその他特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めた指針(次項及び次条第3項において単に「指針」という。)を作成し、公表するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>○特定個人情報保護評価に関する規則 (地方公共団体等による評価) 第7条 (略) 2・3 (略) 4 第1項前段及び第2項の場合において、地方公共団体等は、これらの規定により得られた意見を十分考慮した上で当該評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者その他指針に照らして適当と認められる者の意見を聴くものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第11条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>○特定個人情報保護評価指針 第5の3(3)イ (略) 地方公共団体等は、公示し住民等の意見を求め、必要な見直しを行った全項目評価書について、規則第7条第4項の規定に基づき、第三者点検を受けるものとする。第三者点検の方法は、原則として、条例等に基づき地方公共団体が設置する個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検を受けるものとするが、これらの組織に個人情報保護や情報システムに知見を有する専門家がないなど、個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検が困難な場合には、その他の方法によることができる。ただし、その他の方法による場合であっても、専門性を有する外部の第三者によるものとする。第三者点検の際は、点検者に守秘義務を課すなどした上で、公表しない部分を含む全項目評価書を提示し、点検を受けるものとする。第三者点検においては、指針に定める審査の観点を参考にすることができる。 (略)</p>
県土整備部	<p>【24】 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例及び同条例の施行のための規則に基づく風致地区内での行為の許可等の事務を処理することとする市町から、津市を削る。</p> <p>— <参考> —</p> <p>○ 地方自治法 (条例による事務処理の特例) 第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>

区 分	件 名	概 要
総務部	<p>【25】 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案</p> <p>【26】 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案</p> <p>【27】 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正及び人事委員会の議会及び知事に対する平成26年10月15日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、特別職に属する職員等の期末手当の支給割合の改正を行うとともに、一般職に属する職員の退職手当の支給割合の改正等に鑑み、知事及び副知事の退職手当の支給割合の改正を行うものである。 (公布の日(一部平成27年4月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容) (1) 特別職に属する職員等の期末手当について、年間支給割合を100分の405(現行100分の390)に改める。 (2) 知事の退職手当の支給割合を100分の59(現行100分の70)に、副知事の退職手当の支給割合を100分の39(現行100分の45)に改める。</p> <p>人事委員会の議会及び知事に対する平成26年10月15日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の給料月額、勤続手当の支給割合の改正等を行うものである。 (公布の日(一部平成27年4月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容) (1) 一般職に属する職員の給料月額を引き上げる。 (2) 一般職に属する職員の勤続手当について、年間支給割合を100分の150(現行100分の135)に改める。</p> <p>一般職に属する職員の給与改定に準じ、現業職員の給料月額を改定するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容) 現業職員の給料月額を引き上げる。</p>
健康福祉部	<p>【28】 三重県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例案</p> <p><参考></p> <p>○地域医療再生臨時特例交付金の概要 国の「経済危機対策」(平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議)において、都道府県が地域の医療課題の解決に向けて策定する「地域医療再生計画」に基づいて行う、医療圏単位での医療提供施設の機能の強化、医師の確保等の取組に対し、都道府県に地域医療再生臨時特例交付金の交付が決定されたものである。</p>	<p>国庫に返納する事由が生じた場合に基金を処分することができるよう規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容) 基金の国庫への返還にかかる処分について規定する。</p>

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部</p>	<p>【29】 三重県手数料条例の一部を改正する条例案</p>	<p>都市再生特別措置法等の一部を改正する法律による建築基準法の一部改正等に鑑み、手数料についての規定を整備するものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容) 特定用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料及び要除却認定マンションの建替えに係るマンションの容積率の特例許可申請手数料を追加する。</p> <p>— <参考> —</p> <p>○建築基準法 (特定用途誘導地区) 第60条の3 特定用途誘導地区内においては、建築物の高さは、特定用途誘導地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度が定められたときは、当該最高限度以下でなければならない。ただし、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。 2・3 (略)</p> <p>○マンションの建替え等の円滑化に関する法律 (容積率の特例) 第105条 その敷地面積が政令で定める規模以上であるマンションのうち、要除却認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンションで、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建ぺい率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。)、容積率(延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下この項において同じ。)及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの容積率は、その許可の範囲内において、建築基準法第52条第1項から第9項まで又は第57条の2第6項の規定による限度を超えるものとすることができる。 2 (略)</p>
<p>総務部</p>	<p>【30】 三重県県税条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県福祉基金、三重県中小企業振興基金、三重県体育スポーツ振興基金及び三重県環境保全基金の財源に充てるため、法人の県民税の法人税割に係る税率の特例措置の適用期限を延長するものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容) 法人の県民税の法人税割の税率に係る特例措置の適用期限を平成32年12月31日まで延長する。</p> <p>— <参考> —</p> <p>○法人の県民税の法人税割に係る超過課税の概要</p> <p>1 税率 4.0%(地方税法で規定する標準税率は3.2%、超過課税分は0.8%)</p> <p>2 対象法人 ①資本金額(出資金額)が、1億円を超える法人 ②法人税割の課税標準となる法人税額が、年1,000万円を超える法人 ③保険業法に規定する相互会社</p> <p>3 適用期間 昭和51年1月1日から平成27年12月31日(現行)までの間に終了する事業年度分</p>

区分	件名	概要
健康福祉部	<p>【31】 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案</p>	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、子ども・子育て支援新制度の施行に向けて、規定を整備するものである。 (子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行) (主な改正内容) 新たに保育所の施設の運営についての重要事項を定める必要があることから、規定を整備する。</p>
	<p><参考></p> <p>○子ども・子育て支援新制度の概要 平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために制定された子ども・子育て支援法及び関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく制度で、平成27年4月に本格施行の予定である。</p>	
	<p>【32】 三重県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例案</p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に鑑み、三重県子ども・子育て会議において幼保連携型認定こども園に関して調査審議するため、規定を整備するものである。 (公布の日から施行) (主な改正内容) 幼保連携型認定こども園の設置等の認可、事業停止等の命令及び認可の取消しについて調査審議する機関を設置する必要があることから、三重県子ども・子育て会議に部会を設置する旨を規定する。</p>
		<p><参考></p> <p>○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (設置等の認可) 第17条 (略) 2 (略) 3 都道府県知事は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。 4～7 (略) (事業停止命令) 第21条 (略) 2 都道府県知事は、前項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖の命令をしようとするときは、あらかじめ、第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。 (認可の取消し) 第22条 (略) 2 都道府県知事は、前項の規定による認可の取消しをしようとするときは、あらかじめ、第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。</p>

区 分	件 名	概 要
健康福祉部 つづき	<p>【33】 認定こども園の認定要件等に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準の全部改正に鑑み、子ども・子育て支援新制度の施行に向けて、規定を整備するものである。</p> <p>(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行)</p> <p>(主な改正内容) 認定こども園の認定要件等に関する条例中の幼保連携型認定こども園に係る規定を削る。</p>
<p style="text-align: center;">＜参考＞</p> <p>○子ども・子育て支援新制度の概要 平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために制定された子ども・子育て支援法及び関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく制度で、平成27年4月に本格施行の予定である。</p>		
県土整備部	<p>【34】 三重県都市公園条例の一部を改正する条例案</p>	<p>伊勢市が管理する五十鈴公園の県への移管及び鈴鹿青少年の森の野外劇場の廃止に鑑み、都市公園の施設の使用料等の規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成27年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容) (1) 伊勢市が管理する五十鈴公園を県に移管することに鑑み、有料施設の使用料等の規定を追加する。 (2) 鈴鹿青少年の森の有料施設である野外劇場の廃止に伴い、同施設に関する規定を削る。</p>
教育委員会	<p>【35】 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>【36】 県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>人事委員会の議会及び知事に対する平成26年10月15日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、公立学校職員の給料月額の変更及び勤勉手当の支給割合の改正等を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日(一部平成27年4月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容) (1) 公立学校職員の給料月額を引き上げる。 (2) 公立学校職員の勤勉手当について、年間支給割合を100分の150(現行100分の135)に改める。</p> <p>公立学校職員の給与改定に準じ、県立高等学校等の現業職員の給料月額を改定するものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容) 県立高等学校等の現業職員の給料月額を引き上げる。</p>

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部 つづき</p>	<p>【40】 工事請負契約について</p>	<p>中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)松阪浄化センター中央監視制御設備改築工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 場所 松阪市高須町地内 ○ 契約金額 542,700,000円 ○ 契約方法 一般競争入札 ○ 請負者住所氏名 伊勢市竹ヶ鼻町99番地96 シンフォニアエンジニアリング株式会社 代表取締役社長 加藤 一路 ○ 工事の概要 中央監視制御設備改築 1式 監視制御設備 ディスプレイ監視制御装置改築 1式 運転操作設備 シーケンスコントローラ改築 1式
<p>防災対策部</p>	<p>【41】 工事請負契約の変更について</p>	<p>消防救急デジタル無線(共通波)整備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 場所 津市広明町13番地 他45箇所 ○ 契約金額 変更前 1,944,600,000円 変更後 1,940,017,800円 ○ 契約方法 随意契約 ○ 請負者住所氏名 名古屋市中区錦一丁目17-1 日本電気株式会社東海支社 支社長 中村 寿文 ○ 工事の概要 消防救急デジタル無線(共通波)整備工一式
<p>県土整備部</p>	<p>【42】 工事請負契約の変更について</p>	<p>一般国道260号(南島バイパス)道路改良(2号トンネル(仮称))工事(分-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 場所 度会郡南伊勢町贅浦地内 ○ 契約金額 変更前 727,920,000円 変更後 721,327,680円 ○ 契約方法 随意契約 ○ 請負者住所氏名 度会郡南伊勢町村山1111番地1 稲葉・南建特定建設工事共同企業体 代表者 稲葉建設株式会社 代表取締役 松岡 久雄 ○ 工事の概要 トンネル工 L=104.0m 道路工 L=72.0m

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	<p>【43】 公立大学法人三重県立看護大学第二期中期目標について</p>	<p>地方独立行政法人法第二十五条の規定に基づき、公立大学法人三重県立看護大学が達成すべき業務運営に関する目標を定めるため、議決を経るものである。</p> <p>(主な内容)</p> <p>公立大学法人三重県立看護大学が達成すべき業務運営に関する目標を定め、法人に指示する。</p> <p>I 中期目標の期間 平成27年4月1日から平成33年3月31日まで</p> <p>II 大学の教育研究等の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>2 研究に関する目標</p> <p>3 地域貢献等に関する目標</p> <p>III 業務運営の改善および効率化に関する目標</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標</p> <p>2 人事の適正化に関する目標</p> <p>3 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>IV 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 自己収入の確保に関する目標</p> <p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>V 自己点検・評価および情報の提供に関する目標</p> <p>1 自己点検および評価の充実</p> <p>2 情報公開等の推進</p> <p>VI その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設・設備の整備、維持管理等に関する目標</p> <p>2 危機管理に関する目標</p> <p>3 人権の保護に関する目標</p>

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	<p>【44】 三重県聴覚障害者支援センターの指定管理者の指定について</p>	<p>三重県聴覚障害者支援センターの一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県聴覚障害者支援センターの管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○指定管理者 所在地 津市桜橋二丁目131番地 名 称 一般社団法人三重県聴覚障害者協会 代表者 会長 深川 誠子</p> <p>○指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで</p>
環境生活部	<p>【45】 三重県総合文化センターの指定管理者の指定について</p>	<p>三重県総合文化センターの一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県総合文化センターの管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○ 指定管理者 所在地 津市一身田上津部田1234番地 名 称 公益財団法人三重県文化振興事業団 代表者 理事長 飯田 俊司</p> <p>○ 指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで</p>
地域連携部	<p>【46】 三重県立熊野古道センターの指定管理者の指定について</p>	<p>三重県立熊野古道センターの一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県立熊野古道センターの管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○指定管理者 所在地 尾鷲市野地町12番27号 名 称 特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク 代表者 理事長 花尻 薫</p> <p>○指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	【50】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成26年7月1日津市丸之内地内の駐車場において発生した津警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 21,683円
県土整備部	【51】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成26年8月8日伊勢市宇治館町地内の県道伊勢磯部線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 410,076円
	【52】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成26年8月11日伊賀市丸柱地内の国道422号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 243,345円

区 分	件 名	概 要
教育委員会	【53】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。))について	三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起(和解を含む。)を行った。